

○高木委員長 それでは、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席でありますので、これより委員会を進めてまいります。

まず1点目、令和2年第2回定例会提出議案について、議案第2号ないし議案第4号、議案第6号、議案第12号、議案第13号、報告第6号、報告第7号の8件について議題としていきます。順次、理事者から説明をお願いいたします。

上下水道部長。

○菅野上下水道部長 令和2年第2回定例会提出議案のうち、水道局にかかわります議案につきまして御説明をいたします。

初めに、議案第2号、令和2年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書8ページの実施計画をごらんください。忠別川浄水場の非常用自家発電設備の設置に係る実施設計費につきまして、資本的支出の建設改良費で1千265万円を増額し、この財源につきましては、企業債、国庫補助金、一般会計出資金及び当年度分損益勘定留保資金等で措置するものでございます。

次に、議案第3号、令和2年度旭川市下水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書10ページの実施計画をごらんください。北海道が事業主体である永山東光線の都市計画道路整備事業に伴う下水管布設工事にかかわる調査設計費につきまして、資本的支出の建設改良費で5千651万5千円を増額し、この財源につきましては、北海道からの工事負担金で措置するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○高木委員長 病院事務局長。

○浅利市立旭川病院事務局長 令和2年第2回定例会提出議案のうち、市立旭川病院にかかわる議案につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第4号、令和2年度旭川市病院事業会計補正予算について御説明を申し上げます。今回の補正につきましては、平成30年度に発生いたしました医療事故2件に対する賠償金の支出及び産科患者の受け入れ開始に伴う超音波診断装置、いわゆるエコーを購入するため、増額を行おうとするものでございます。補正予算書13ページの実施計画をごらんいただきたいと思います。収益的収入及び支出でお示ししておりますとおり、支出の部、1款病院事業費用、1項本院医業費用、3目経費で4千48万6千円を増額しようとするものでございます。この財源といたしまして、収入の部、1款病院事業収益、3項本院医業外収益、5目その他医業外収益で同額を追加しようとするものでございます。次に、資本的収入及び支出をごらんいただきたいと思います。支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費、2目器械備品で2千552万円を増額し、この財源といたしまして、収入の部、1款資本的収入、1項及び1目企業債で2千550万円を追加しようとするものでございます。

続きまして、議案第12号及び13号の損害賠償の額を定めることにつきまして、提案の理由を御説明申し上げたいと思います。まず、議案第12号につきましては、平成30年7月31日に実施いたしました腹腔鏡下左腎摘除術を行った際、術中における血管誤認により重要な血管を切断し

たことによりまして、同年8月2日に患者様が亡くなられたものでありまして、このたび、その損害賠償の額を2千448万5千717円として解決することで患者様の御遺族と合意を得ましたので、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第13号につきましては、同じく平成30年9月22日に自殺企図及び自傷行為のおそれがあるとして医療保護入院となっていた患者様が、同年9月25日に縊死によりまして亡くなられたものでありまして、このたびその損害賠償の額を1千600万円として解決することで患者様の御遺族と合意を得ましたので、議会の議決を得ようとするものでございます。今回の医療行為による事故及び院内の事故につきましては、心からおわび申し上げますとともに、今後、再発の防止に向けて、十分注意をしまいたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 建築部長。

○中野建築部長 令和2年第2回定例会提出議案のうち、建築部にかかわるものについて説明いたします。

初めに、議案第6号、旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、ことし4月に施行された建築基準法施行令の改正において、避難上の安全検証がなされた区画部分の内装制限等の緩和規定が新設されたことを踏まえ、条例で定める内装制限について、施行令と同様に緩和規定を設けようとするものであります。施行日は公布の日を予定しております。

次に、報告第6号及び報告第7号であります。いずれも専決処分の報告であり、報告第6号は、旭川市8条通8丁目、市営住宅中央団地において、4階住戸内の給水管が凍結破損したことで、本年2月13日に漏水が生じ、階下の住戸の物品などを汚損した事故であり、整理番号1から4までのとおり、それぞれ損害賠償の額を定め、本年5月29日に専決処分したものであります。

続いて、報告第7号は、本市を申立人とする賃料請求事件に関する訴え提起前の和解についてであります。整理番号1から3までの相手方は、いずれも長期にわたって市営住宅の家賃を滞納しており、適正な市営住宅の管理運営に重大な支障を来していたことから、最終催告書兼住宅明け渡し予告書を送付したところ、和解の申し入れと和解確約書の提出がありましたことから、民事訴訟法による即決和解について、本年5月29日に専決処分したものであります。今般の即決和解では、市営住宅滞納家賃を分割して支払うこと、分割金の支払いを3カ月怠ったときは残金を直ちに支払うこと、残金を直ちに支払わないとき、または家賃を3カ月分滞納したときは市営住宅を明け渡すことを主な和解条項としております。以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

令和2年第2回定例会提出議案のうち、建築部にかかわるものについては以上です。

○高木委員長 ただいまの説明について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、本日の段階では説明を受けたことにとどめておきたいと思っております。

2点目の報告事項に移ってまいります。まず、令和2年第2回定例会提出議案にかかわる事項、除雪グレーダの取得について、道路橋りょう整備費等の繰越明許費繰越しについて、管理事務費の事故繰越しについて、浄水施設工事等の予算繰越しについての4点について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 令和2年第2回定例会に提出する議案にかかわる事項について、御報告させていただきます。議案第7号、財産の取得についてと報告第2号、令和元年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告について御説明させていただきます。

初めに、議案第7号、財産の取得につきましては、総務部所管の案件ではございますが、土木部にかかわりがございますので御報告を申し上げます。議案第7号につきましては、市道の除排雪作業に充てるため、除雪グレーダ1台を3千388万円でコマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー旭川支店から購入しようとするものでございます。除雪車両につきましては、これまでも計画的に購入してきたものであり、本年度は除雪グレーダ1台を増車しようとするものでございます。

続きまして、報告第2号、令和元年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、土木部所管分につきまして御報告させていただきます。本件は、令和2年第1回定例会におきまして、繰越明許の議決をいただきました事業でございます。報告第2号の別紙、繰越明許費繰越し計算書をごらんください。こちらの中段にお示ししてございますように、8款土木費、2項道路橋りょう費の道路橋りょう整備費、3項河川費の河川整備受託費、5項都市計画費の都市計画道路整備費、都市計画道路整備受託費及び運動公園整備費、これら5事業合わせまして計7億7千229万2千250円を令和2年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上、よろしくお願いたします。

○高木委員長 建築部長。

○中野建築部長 令和2年第2回定例会提出議案のうち、建築部にかかわるものについて説明いたします。

初めに、報告第2号、令和元年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、建築部にかかわるものであります。別紙、令和元年度旭川市一般会計繰越明許費繰越し計算書のうち、8款土木費、6項住宅費、市営住宅整備費において9億7千220万8千円を繰り越いたしました。これは、令和元年度の国の予算に余剰が生じたことに伴い、次年度に実施予定だった第2豊岡団地2号棟に関する事業費を補正予算として計上しておりましたが、その全額を令和2年度に繰り越したものであります。以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

続いて、報告第3号、令和元年度旭川市一般会計予算の事故繰越しの報告のうち、建築部にかかわるものであります。別紙、令和元年度旭川市一般会計事故繰越し繰越し計算書のうち、8款土木費、1項土木管理費の管理事務費において35万6千400円を繰り越いたしました。これは、電子納品システムのデータの移行業務において、データの移行先として予定していた新しいサーバーが新型コロナウイルスの影響で期限までに納入されなかったことから、データの移行業務が期限内に完了できず、令和2年度に繰り越したものであります。以上、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

建築部にかかわる報告事項は以上でございます。

○高木委員長 上下水道部長。

○菅野上下水道部長 令和2年第2回定例会提出議案のうち、水道局にかかわります議案につつま

して御説明をいたします。

浄水施設工事等の予算繰越しについてですが、水道事業会計及び下水道事業会計それぞれにつきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げるものでございます。

初めに、報告第4号、令和元年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、石狩川浄水場の非常用自家発電設備の設置に当たり、補正予算の議決時期などの関係から工期が翌年度となりますことから、別紙の予算繰越計算書のとおり、7億3千920万円の予算の繰り越しを行ったものでございます。

次に、報告第5号、令和元年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、国の補正予算に伴い実施しております下水管布設工事等で、補正予算の議決時期などの関係から工期が翌年度となるもののほか、北海道が事業主体である永山東光線の都市計画道路整備事業に伴う下水管布設工事で支障物があり、工期を延長する必要がある工事と合わせて2億9千63万7千136円の予算の繰り越しを行ったものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 こちらについても報告を受けたということとどめておきたいと思えます。

なお、ここまでの議題にかかわって出席をしている理事者につきましては、密を避けるということで退席をしていただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、提出議案以外の事項、最初に特定空家等の火災について、理事者から報告をお願いいたします。

建築部長。

○中野建築部長 特定空家等の火災について報告いたします。関連して資料を提出しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

令和2年5月26日午後11時19分に、神居町富沢に所在する建築物から火が出ているとの通報により、本市消防において消火活動に当たったものであります。

この建築物は、平成20年ごろに廃業した旅館で、廃業以降、管理責任者が不明確な状態が続いており、周辺環境の保全を図るための適切な措置がとられていないことから、本市は昨年5月に、空家等対策の推進に関する特別措置法で定める特定空き家等と認め、所有者特定の調査を行い、その後、適正な維持管理を行うよう助言してきたところであります。昨年8月には、この建築物を所有する法人の代表者と面会することができ、その後、複数回にわたる面談の結果、昨年12月には外部からの侵入防止措置を講ずる旨の意向が示され、本年5月26日には、その準備が整ったとのことで、5月30日、土曜日から31日、日曜日にかけて窓や出入り口の開口部を合板で塞ぐ等の予定であるとの回答を受けたところでしたが、その夜、火災に見舞われたものでございます。その後、警察や消防により火災原因等の調査が進められ、報道では、放火容疑で2名の逮捕者があったとのことで、建物はほぼ全焼、けが人はいなかった模様であります。

今後は、焼け残った部材や建物の一部が適正に管理されずに放置されていることから、強風による飛散など、周辺環境の悪化を生ずることのないよう、消防本部や環境部等の関係部局と連携を図りながら、適切な維持管理を実施するよう引き続き空家特措法に基づく助言、指導を行ってまいり

ます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 この旧時屋亭について、私は昨年6月に著しい景観の棄損があるということを踏まえて、周辺の治安の問題など生活環境への悪影響も懸念されるということを書いて、市としての認識と今後の対応の必要性を問いかけました。その後、一定の取り組みもなされていたということが今述べられましたが、残念ながら今回の事案ということに至ったわけで、このことも受けとめて、改めてこの問題、あるいはこの地区に目を向けていただきたいということを申し上げたい、そんな意図で今の報告事項に対して、質疑をさせていただきたいと思います。重ねて、一定の報告が今ありましたが、昨年の委員会での質疑以降の本件に関する対応経過について、もう少し詳しく、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○佐野建築部建築指導課主幹 昨年6月の常任委員会以降の対応経過についてですが、旧時屋亭の所有者に宛てた文書通知による助言に連絡がないことから、直接訪問に切り替え、8月末の5回目の訪問で初めて面談に至っております。その面談では、所有者は自己所有であるとの認識がないことから、事実関係を確認するとの回答を得ました。その後、電話や面談3回目の12月に、当該建物の所有者であるとの認識に至り、みずから侵入防止措置を講ずる意向を示し、12月末には措置方法や措置の時期の検討を始めました。雪解け時期のこしの4月に電話で進捗状況を確認しましたが、新型コロナウイルスの影響が長引き、資金面などの理由によりすぐに措置を講じることが困難との報告を受け、それ以降は新型コロナウイルス対策により連絡を見合わせ、緊急事態宣言の解除の情報を受け、5月26日の面談により5月30日から31日にかけて出入り口や窓を塞ぐ等の措置を実施するとの回答を受けたところです。なお、本件について相談を受けてから現在までの間、当該建物を定期的に巡視し、建物や道路の状況に大きな変化がないことを確認してまいりました。

○上村委員 私もマスクをしたままですので、少し大きな声を使おうと思いますが、ちょっと答弁が若干聞きとりにくいので、少し大きな声で答弁の御協力をいただきたいということをお願いしたいと思います。

5月26日の所有者との面談ということで、そこでは5月30日あるいは31日、週末ということになるんでしょうが、一定の対応をするという回答を得たということでありました。しかし、御承知のように、この特定空き家が火災に見舞われたのは26日の深夜です。ですので、皆さんのほうでいろいろな御苦労があったでしょうが、所有者と面談をして、そして対応の回答を得た、その深夜にこの火災が発生したという残念な事案でありました。

今回の火災発生に対する受けとめを伺いたいと思います。この対象物件が放火による火災という事態になりました。かねてから心配している以上の周辺住民への影響もあったことと思います。また、実際の危険というものも発生したのではないかということです。担当部局として、今回までの経緯と今回の火災発生に対する受けとめを伺います。

○佐野建築部建築指導課主幹 当該建物は玄関ドアや窓ガラスが割られており、人通りも少なく、容易に建物内部に侵入ができる状態であったことから、本市は、当該建物が地域の生活環境の保全が確保されておらず、また、環境を損なっている不適切な状態にあるものとして、特定空き家等と認め、昨年5月から空家特措法に基づき所有者に適切な措置について助言を行うとともに、所轄の

交番にパトロールの強化の依頼を行ってきたところです。当該特定空き家等に対する対応については所有者みずから行うことが重要であるため、本市は所有者に対し、数度の助言によりみずからの意思による改善を促し、昨年12月に所有者から改善措置の意思が示されましたが、所有者の事情等により直ちに対応がなされず、その間約1年、当該建物は放置され、不審者等の侵入を許した次第です。結果、建物の大半が焼失する大規模災害となってしまう、地域の方々に多大なる不安や御心配をおかけする事態となってしまったことは、大変残念であり、心苦しく思うところです。今回の件を受けとめ、特定空き家等の所有者や管理者に対し、適切な措置を強く求めるとともに、生活環境の保全を速やかに図れるよう、状況に応じて初期対応に向けた支援や援助が必要だと考えております。

○上村委員 私は今、担当部局としての受けとめということでお聞きをいたしました。確かに、これは言うまでもなく相手があることです。本市だけに全ての責任を問うことはできないということは重々承知しておりますが、私は、これが報告事項になっていることからしても、これは今、部長から答弁すべき内容じゃないですかということは強く申し上げておきたいと思います。

まず大事なものは、火災が発生して、まだ跡が残っているわけです。この現場の保全ということが当面の喫緊の課題になるんだと思いますが、この点についてはどのように進めていかれる予定なのか、続けて伺います。

○佐野建築部建築指導課主幹 現在、火災跡につきましては、鉄筋コンクリート造の建物と屋外鉄骨階段、焼け落ちた木造部分の建物の外壁の一部などが残置してあり、その周辺には、警察の規制テープが張られ、建物周囲への立ち入りを禁止する措置が講じられております。本市といたしましては、所有者に対し、空家特措法に基づき、これらの残置物について速やかに周辺に対し安全な状況となるよう必要な措置を求めてまいります。なお、所有者からの聞き取りでは、対応がなされるまでの間、危険防止措置として応急的に敷地内への立ち入りや残された建築物への侵入を防止するなどの追加措置の手配中と伺っているところです。今後、このままの状況が長期化する場合、強風による残置物の飛散などにより周辺環境の悪化が懸念されるため、適切な維持管理が実施されるよう敷地内の状況を確認しながら、引き続き空家特措法に基づく指導助言等を行うとともに、関係部局や関係機関と連携し、対応を行ってまいります。

○上村委員 当面の対応ということで、ぜひ努めていただきたいと思いますが、これまでもいろいろな交渉の経過があった相手方だと思います。そうしたことも重々御承知だと思いますので、それも踏まえながらの対応をぜひお願いしたいと思います。この点についての受けとめと今後の対応ということで、部長からも一言いただければと思います。

○中野建築部長 今回、時屋亭の火災ということで、私も朝、6時前だったかと思いますが、テレビのニュースですごい勢いで燃え上がっている映像とともに、時屋亭の火事なんだということで、一報がテレビだったというような状況です。それまでも、建築指導課からは、時屋亭が特定空き家として課題が残されている建物だということは、私は4月から建築部に異動してきておりますが、当初の段階からそんな話は聞いておりましたので、早々に、担当部局とこんなニュースの知らせがあったというようなことをメールでやりとりをしたところです。去年からの繰り返しの所有者との面談のやりとりなどについても、担当部局から話を聞きました。

この火事の当日ですが、ちょうどきのう面談して、この週末にその対策をするに至ったんだとい

うようなことの報告を受けたやさきだったものですから、非常に残念なことだなというふうな印象を持った次第です。特定空き家については、この時屋亭ばかりでなく、市内に幾つもの特定空き家があります。また、それらの多くは、周辺の住民にいろんな意味で御迷惑や、心配に思っている方々もいらっしゃるんだろうと思っています。何とか早く、この特定空き家を1戸でも2戸でも減らしていくのが、担当部局としての務めではあるのかなとは思っておりますが、何しろ、所有者にみずから動いてもらわなければなかなか動きがとれないという多くの制約もございます。その中で、困難な業務ではありますが、時屋亭での火災を教訓に、今後さらに特定空き家の対応について力を注いでまいりたいと考えてございます。

○上村委員 先ほど、今後の取り組みとして、初期対応に向けた支援や援助が必要だという認識をお述べいただきましたけれども、こうした部分も含めて、今後の取り組みにつなげていただきたいというふうに思います。この問題は当該物件のこのみならず、周辺地域にも悪影響を及ぼしている、あるいはそのことも含めて周辺地域の問題だったのかもしれない。その問題認識を持っております。

続けてその点についてです。過去にも、空き地に廃棄物が投棄されているということを問題視してまいりました。この間、さらにそうした状況が悪化しているという話も伝え聞くところです。こうしたことを含め、放置空き家が散見されるほか、これはもしかしたら事業者が不法投棄しているんじゃないかというふうに思われるような大きな投棄事案もあると思われるんです。こうしたことを含めて、市としてこの当該周辺地域に対しての現状把握を要請したいと思います。

○本間建築部次長 今回、火災を起こしました特定空き家等の地域性や従前の状況等を踏まえ、神居町富沢・神岡、高砂台、台場地区を対象とする地域におきまして、防犯、衛生、景観などの観点から、特定空き家等を初め、廃業したホテルなどの廃屋や廃棄物の不法投棄などにより生活環境に悪影響を及ぼしている場所につきまして、関係部局と連携を図りながら、情報収集や現地確認を行い、これらの実態把握に努めてまいります。

○上村委員 このエリアについては、いろいろと荒廃した建物が散在しているということを含めて、どうしてもその全体としての雰囲気が悪化している、あるいはそういうことが許容されるかのような雰囲気を醸成しているんじゃないかというふうに個人的には現地を見て思っております。いろいろ困難を抱えながらの取り組みになることは承知しておりますが、こうした特定のエリアがどんどん荒廃していくといういわゆる環境悪化、これを防いでいくための取り組みというものも、ぜひ一方で検討して、同時に進めていただきたいと思います。この点についての見解を伺います。

○本間建築部次長 特定空き家等につきましては、空家特措法に基づき、所有者等に適切な管理の助言、指導等を引き続き行っていくほか、先ほど主幹の答弁にもありました所有者等の初期対応を考えまして、侵入防止用にバリケードや安全ロープ等の貸し出しに向けた準備を今のところ進めております。特に防犯性が低く、地域の生活環境の保全に与える影響が大きいものにつきましては、旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例に基づき、警察にパトロールの協力要請を行い、不審者等の侵入防止を図ることや、地域の住民組織や学校などに特定空き家等の所在、状態等の情報の提供や共有により、住民の防災意識を高め、防災安全部や市民生活部と連携しながら、地域の安全性が確保できるよう取り組んでまいります。また、環境部では、空き地に対する廃棄物の不法投棄により、衛生面の低下を招き生活環境が悪化することを防止するため、空き地の所有者等に必

要な措置について指導を行っていくほか、不法投棄の頻度の高い場所には、のぼり旗や看板を設置し、未然防止を図るとともに、職員やボランティア不法投棄防止協力員によるパトロールを継続し、警察と連携しながら不法投棄の早期発見、早期対応につながる取り組みを進めていくと伺っているところです。本市におきましても、空き家問題は多様化しておりまして、特に生活環境にかかわる問題につきましても、空き家を対象とした施策から、当該空き家を含む地域を対象とした総合的な施策が必要だと考えられます。今後は、関係部局や関係機関とのより一層の連携を図り、市民の安全、安心に向けた空き家等に対する施策の検討を進めてまいります。

○上村委員 質疑を終わります。

○高木委員長 ほかに委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、次の事項に移ってまいります。市営住宅入居者の定期募集の実施について、理事者から報告をお願いいたします。

建築部長。

○中野建築部長 市営住宅入居者の定期募集の実施について、報告いたします。

例年、市営住宅の入居者は、年4回実施している定期募集において、抽せん等により決定しておりますが、5月に実施を予定していた本年第1回目の定期募集は、新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から中止したところであります。今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置が解除されましたことから、8月に実施を予定していた第2回定期募集を7月に前倒しして実施することといたしました。募集期間は7月21日、火曜日から24日、金曜日までの4日間で、前回募集を見送った緑町団地など29戸のほか、新たに朝日団地など19戸を加えた計17団地48戸の募集受け付けを行います。例年、受付会場には、多数の応募者の来場がありますことから、いわゆる3密を回避するため、応募に当たっては、あらかじめ4日間の募集期間の中から来場の希望日時をはがきで予約していただき、来場人数を調整することとしております。

今回の定期募集の実施については、市民広報「あさひばし」6月号や、ホームページなどを通じて周知してまいります。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、ここまでの議題にかかわり出席していただいている理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、旭川市雪対策基本計画アクションプログラム(案)の改定等について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 旭川市雪対策基本計画アクションプログラム(案)の改定等について、3点ほど御報告を申し上げます。

1点目は、アクションプログラムの改定案についてでございます。表紙がA4横となっておりますアクションプログラム改定案(概要版)の資料をごらんになってください。平成27年に策定いたしました旭川市雪対策基本計画が中間年を迎えたことから、昨年度において取り組み施策の目標と工程を示したアクションプログラムの評価と検証を行いながら、改定案を策定したものでござ

います。改定案の策定に当たりましては、除雪連絡協議会や除雪業者などからいただいた御意見などをもとに課題を抽出し、取り組みの方向性などを検討したほか、旭川市雪対策推進庁内連絡会議での関係部局の取り組み項目の進捗などについて協議を行いながら、評価、検証を進めてまいりました。

改定の考え方といたしまして、各施策の進捗状況を、達成、効果あり、未達成の3段階で評価し、今後の取り組みの方向性を、完了、拡充、継続に分類するほか、目標数値がある項目につきましてもその達成状況から、完了、見直し、継続、新規で評価し、あわせてその理由等を記載してございます。また、改定に際し、雪対策基本計画の施策の展開の取り組みを網羅するよう、取り組み項目の追加や再編成などを行い、基本計画に沿った構成となるような見直しも行いました。

資料の2枚目になります。検証結果の概要についてでございます。展開施策のうち目標数値のある11項目につきましても、除雪企業数の増加や雪堆積場の受入可能量など6項目で目標を達成した一方、オペレーターの年齢が40歳未満の割合や、経過年数が15年未満のロードヒーティング施設の割合など5項目が未達成となっております。こうした検証を踏まえまして、改定案では、完了のうち5項目を今後の数値目標の設定が困難なことなどから除外し、残り6項目のうち、冬みちパトロール回数など3項目を継続、ロータリー除雪車等に関する2項目を見直し、ロードヒーティングに関する項目を目標基準の変更による新規とし、さらに展開施策3-3、除雪弱者への支援制度の推進において新たに3項目を追加し、計9項目に目標値を設定してございます。また、各展開施策の主な取り組み内容につきましても、計104項目中達成が26項目、効果ありが67項目、未達成が11項目となっております。検証結果を踏まえながら、改定後においても継続及び拡充に区分し、引き続き推進していくこととしております。

改定に向けました今後の予定につきましては、9地区の除雪連絡協議会への説明や意見の聴取、7月上旬に開催が予定されております総合除雪連絡協議会への説明を経て決定する予定でございますが、その開催状況につきましては、後ほど改めて御説明させていただきます。

続いて2点目になります。2点目は、令和元年度住宅前道路除雪モデル事業の取り組みについてでございます。配付しております資料をごらんになってください。

住宅前道路除雪モデル事業につきましては、地域住民による間口除雪の試行的取り組みにより、制度の見直しに向けた検証を行うことを目的とした事業でございますが、先ほども御説明したように、改定後のアクションプログラムにおきましても、除雪弱者への支援制度推進において、新たに目標設定をするなど、市民協働による効果的な手法として期待している取り組みでもございまして、令和元年度はモデル地区として4市民委員会6町内会の80世帯を対象に、地域の協力者54名の体制で4回の活動を実施してございます。こうした取り組みの検証を行うため、本年4月には、御協力をいただいた町内会及び協力者の方、また対象となった世帯の方々に対し、取り組みの感想などを伺うアンケート調査を実施したところでございます。

町内会及び協力者の方を対象としたアンケートの主な調査結果として、まず初めに、地域の協力者の確保についてでございますが、今回、御協力いただいた54名のうち2名以外は60歳以上で、70代の方が37名と約7割を占めているといった年齢構成となっております。6団体中5団体が難しくなかったと回答しているものの、そのうち2団体は、将来的には難しくなると回答してございます。将来的な人手不足の懸念が課題であるというふうにご覧いただき、次に、協力費

の額についてでございますが、約6割の方から適切との回答が得られてございますが、対象世帯の方々との事前の現地立会等の準備作業に時間を要しており、町内会の代表に対する通信費や会議費について検討してもらいたいとの意見もいただいております、準備作業も含めた協力費の設定が課題であるというふうに考えてございます。次に、作業範囲につきましては、約半数の方が基準より広く間口除雪しており、広く除雪するため時間がかかるといった御意見のほか、雪を残すことに対し協力者が気兼ねしているといったことがうかがえる御意見などもございまして、課題としては、作業範囲の検討や制度の周知徹底が必要であるといったことがわかったところでございます。次に、取り組みについて評価できる点につきましては、15件の御意見がございまして、町内会単位の助け合いは大事で今後も続けたほうがよいなど、取り組みを評価する御意見が最も多く、次いで住民との関係が良好になった、協力者同士のコミュニケーションの増加など、地域の連帯感向上に寄与する内容の御意見が多くありました。1枚めくっていただきまして、最後の項目になりますが、今後の取り組みへの意向については、6町内会中5町内会は協力できると思うと回答してございますが、残り1町内会は、現時点ではわからないと回答しており、課題といたしまして、高齢化による人手不足や健康面、体力的な問題があるといったことがわかりました。

次に、対象世帯の方を対象としたアンケートの主な調査結果でございますが、最初に取り組みの感想として、9割近くの方が満足していることがわかりました。次に、これまでの道路除雪業者による間口除雪との比較では、約9割以上の方が町内会の方による間口除雪のほうがよいとしており、その理由として、間口除雪の丁寧さや迅速さが評価されてございます。最後に、同事業についての御意見では、24人の方から御意見をいただき、町内会への感謝と気遣いの言葉が多い結果となりました。

以上の結果から、町内会及び協力者に対する将来的な人手不足の懸念や、準備作業も含めた協力費の検討、間口除雪の作業範囲の検討や制度の周知徹底など、幾つかの課題を抽出することができましたし、取り組みを評価する御意見や、地域の連帯感の向上に寄与する旨の御意見をいただいたほか、対象世帯の方々の評価も高いといったことがわかりました。本事業につきましては、地域除雪活動の推進につながる効果的な取り組みでございまして、今年度からは、福祉保険部でさらに取り組みを拡大して事業を進めていくといった予定でございまして、こうした課題、あるいは御意見を共有し、互いに連携しながら引き続き地域の皆様にとって、よりよい制度となるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に3点目といたしまして、資料は御用意しておりませんが、地区除雪連絡協議会の開催状況について御説明いたします。令和元年度の総合除雪連絡協議会総会におきまして、役員任期を1年とし、役員改選は市民委員会の会長の改選時期に合わせて行うことが決定したことにより、本年度からは総合除雪連絡協議会の役員改選に先立ち、地区除雪連絡会議で臨時会を開催し、役員改選を行うといったこととなりました。臨時会の開催に際し、各地区会長と協議した結果、新型コロナウイルス感染防止対策を図るため、本年度は会長、副会長のみで役員会を開催し、臨時会は書面会議とすることとなり、本年6月1日から順次役員会が開催されている状況でございます。本年度の役員会では、役員改選や昨年度の除雪状況の報告に加え、先ほど御説明いたしましたアクションプログラムの改定案と、住宅前道路除雪モデル事業のアンケート結果についても報告させていただいております。現在までに9地区のうち7地区において役員会が終了してございまして、残りの2地

区を開催後、各町内会長に資料を郵送いたしまして、書面会議で議案について意見聴取した後、7月に総合除雪連絡協議会を開催する予定となっております。

以上、旭川市雪対策基本計画アクションプログラム（案）の改定についての御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますか。

上村委員。

○上村委員 続けて、この件についても何点かというか、かなりの量を想定しているんですが、さまざまお聞かせいただきたいと思います。

私、このアクションプログラムにつきましては、かねてから、特に昨年の第3回定例会の決算審査特別委員会で大きく取り上げさせていただきましたが、この位置づけが極めて不十分なんじゃないかという問題意識を持っております。ここにも書いてあるとおり、これは基本計画に対する実行計画であると。そして、数値を示して目標を設定し、それに対して取り組んでいくことを記したものがこのアクションプログラムだという認識です。しかしながら、当時、後ほど確認しますが、今もなんですが、結局これをホームページのどこを見ても確認することすらできなかったんです。それで、お願いしていただいたわけですが、そこからさまざま疑問が噴出してまいりました。

今回、改定をしていくという作業が進められたわけで、そのことは極めて歓迎すべきことだとは思っています。基本計画の10年間の期間のうちの5年という一応の大きなくくりの中で、大きな改定をしていくというお考えなんだと思います。その経過を含めて気になることがたくさんありますので、順次、確認をさせていただきたいと思います。

まず、ちょっと論点を外れるんですが、この春から新設された土木部の雪対策課について教えてください。既に設置をされているということだと思いますが、どのような形として設置をされているのか。一番大事なのは、今後、そのことによってどう変わっていくことが期待されるのかということでもあります。この点について教えてください。

○小松土木部雪対策課長 本年度新たに設置した雪対策課では、課長含め6名の職員で雪対策基本計画やアクションプログラムの進行管理、雪堆積場の設置計画のほか、除雪連絡協議会の運営など、主に雪対策における計画的業務を行うこととなっております。現在、アクションプログラムの改定や総合除雪連絡協議会開催に向けた作業を行っているほか、GPS導入に向けた取り組みも進めており、今後も引き続き、除排雪作業の実施部署である土木事業所と密に連携しながら、除排雪に係る課題を整理し、アクションプログラムの評価と検証を行いながら、管理基準や業務委託手法を含めた除排雪体制のあり方について検討を進めてまいります。

○上村委員 雪対策における計画的な業務を行っていく部署だということで、いわゆる戦略を検討していく、研究していく部署だと思います。今後の御尽力に大いに期待を申し上げたいと思います。

具体的にお尋ねしていきたいと思います。先ほど申しあげましたが、ホームページですら出てこない、見つけられないというのがこのアクションプログラムでした。その状況は改善されていないように思うんですが、そのことについてまず確認をさせてください。

○時田土木部雪対策課主幹 令和元年第3回定例会、決算等審査特別委員会民生建設公営企業分科会において、アクションプログラム及び旭川市雪対策推進庁内連絡会議の取りまとめ結果を公表すべきであるとの御指摘をいただいているところですが、その際、評価・検証の資料が非常にわかり

づらく、進捗・進行管理の経過等についても非常に大事な情報であるとの御指摘もあったことから、これらの解消が念頭にあり、アクションプログラム改定後に、庁内連絡会議の内容とともに公表と考えておりました。

現在、改定中のアクションプログラムにつきましては、7月に開催予定の総合除雪連絡協議会に報告後、ホームページに掲載する予定です。また、庁内連絡会議の取りまとめ結果についても、これまでの経過がわかるように、「各取組の評価・検証」として改めて整理し直しており、アクションプログラムと同時に掲載することといたしました。

○上村委員 今回、改定したものを、あるいはその周辺の情報を含めてしっかりと公開していくことは当然といえば当然ですし、そのことはお待ちしたいと思います、これは今年の9月の話です。その後に冬がやってくるわけです。これからまたシーズンを迎えるという状況ですし、まさに、この取り組みの本番を迎える前の話でしたから、私は、すぐに対応していただけたと思いますが、その整理の仕方というか、受けとめというのは非常に不十分じゃないかなと思っています。このことは後ほどまた、あわせてお尋ねしたいと思います。

そして、これも同様なんです、今回の改定までの経過において、先ほどの御説明をお聞きする限り、雪対策推進庁内連絡会議、これがいわゆる原課のみならず関係課との中でこの取り組みを進めていく機関になるんだと思うんですが、これが書面会議によって改定の最終案を策定したという記載があります。ということで、今年の9月、当時も申し上げたんですが、この大事な会議を書面会議でやっているのかということです。今回についても同様だったのかどうか確認させてください。

○時田土木部雪対策課主幹 アクションプログラムの改定に当たりましては、各構成員に対し個別にヒアリングを行い、改定案作成後に全体会議を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応を踏まえ、雪対策基本計画の取り組み施策と特に関連が強い福祉保険部や建築部のみ個別ヒアリングを行い、その他の構成員とは書面により意見照会を行っております。以前、委員から御指摘もあり、最終的な全体会議につきましても書面によらない会議を予定しておりましたが、構成員が12部22課であることから、一堂に会する会議は困難と判断し、書面会議としたところです。今後につきましても、書面によらない会議を基本としてまいります、今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症対策の状況を確認しながら、会議の開催方法を判断してまいります。

○上村委員 確かに、この間の一言で言えば密を避けるという、そういった必要性を受けての対応がさまざま求められてまいりました。本来であれば、オンライン会議みたいなことができるのがベターだと私は思いますが、そうしたこと、あるいはその参加者数の調整が難しかったということは一定程度受けとめるべきかなと思います。しかしながら、私が申し上げる立場ではありませんが、どうしても広いところでの会議が必要なのであれば、例えば、我々34名の議員が会議というか、そこで議論をしている議場、そういう場所も選択肢として考えられるのではないかというふうに私は思いました。そのことも含めて、後ほどまたお尋ねをしたいと思います。

この新たな改定案について、どこまで庁内で共有されているのか、あるいは先ほどの書面会議ということも非常に気になりましたが、こうした内容がしっかりとまれているのかどうかということについて、続けて確認をさせてください。

○時田土木部雪対策課主幹 アクションプログラムの改定に際しましては、令和2年3月末に改定案を策定した後、旭川市雪対策推進庁内連絡会議の各構成員に報告し、4月20日から4月27日

の期間で改定案に対する意見照会を行っております。4課より、取り組み欄と工程表の連携ができていないなど6件の意見があり修正を行いました。その後、取りまとめたものを最終改定案として、再度各構成員に報告しております。また、今後におきましては、改定版のアクションプログラムについて庁議等において報告し、全庁的に共有してまいりたいと考えております。

○上村委員 改めて、アクションプログラムの位置づけを再確認させていただきたいと思います。先ほど私も行動計画というふうに言っているけれどもということ述べてまいりました。この間の答弁をお聞きしていくと、私は、その扱いがちょっと軽いんじゃないのかなという印象を受けます。この点についてのお考えを伺います。

○小松土木部雪対策課長 実行計画であるアクションプログラムにつきましては、雪対策基本計画の計画期間が10年であることを踏まえ、刻々と変動する社会経済情勢や市民ニーズへの対応が可能となるよう、主な施策ごとに具体的な取り組みについて評価、検証を行いながら、適切に進行管理を行うため策定したものでございます。これまでは雪対策推進庁内連絡会議構成員のおのおの取り組みについて、取りまとめは行っていたものの全体的な評価、検証までは十分に行われていなかったこともあり、委員の御指摘等も踏まえ、昨年度、改めて全ての取り組みについて評価、検証を行い、アクションプログラムの改定版を策定したところです。今後は、雪対策課が中心となって進行管理をしっかりと行い、アクションプログラムに掲げた目標の達成に向けて取り組みを進めてまいります。

○上村委員 そうしたことをしっかりと取り組むという決意も含め、今回の改定に結びつけていただいているということは前向きに受けとめたいと思うのですが、先ほど申し上げましたけれども、言われても、指摘されても、ホームページに上がってもいい。ですから当時、私は皆さんにくださいと言っていたんですよね、昨年9月。その状況をすぐに改善しようとしなくて、アクションプログラム、基本計画に合わせてですから10年分ですね。それを皆さんはそのうちの半期、途中で大きく変えようとしていただいたわけです。ですから、物すごくこれは重要な転換が行われたものというふうに期待をしています。そうしたものを全庁的に協議していく、共有していく、新しいものをつくり上げていく、そういう会議の持ち方として、幾らこうした状況があったとはいえ書面会議で行いましたということについては、非常に物足りなさを感じるものです。改めて、この点についての認識を伺いたいと思います。

○太田土木部長 ホームページへの掲載ですとか庁内連絡会議の進め方についてでございます。

昨年度御指摘をいただきました9月の時点におきましては、アクションプログラムの改定に向けた取り組みを進めてございまして、先ほど主幹、課長からも答弁がありましたように、評価・検証の資料の改善とあわせ、ホームページに掲載するといったことを考えておりましたが、確かに、アクションプログラムは本市の雪対策を進める上で重要な実行計画でもあるということ踏まえれば、市民と共有するためにも、改定の有無にかかわらず速やかに現行のプログラムを掲載すべきだったものと反省してございます。また、庁内会議のあり方につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応といたしまして、やむを得ず書面会議としたところでございますが、今後は、書面によらない会議を基本といたしまして、会議の開催の方法、場所等についてもさまざま工夫をしながら、関係部局と十分に協議しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

今回のアクションプログラムの見直しにつきましては、これまでの5年間の検証と、今後5年間の行動計画を定めるものでございまして、雪対策基本計画の理念の実現に向けた重要なものであるというふうにも認識してございますし、改定に当たりましては、地区除雪連絡協議会への説明や、会員等を対象に除排雪に関するアンケート調査を行い、市民ニーズや評価を確認しながら改定作業を進めてまいりましたし、今後におきましては、全庁的な共有も図っていくといった考えも持っております。今後におきましては、再度御指摘がないようしっかりと認識しながら、丁寧にアクションプログラムに掲げた目標達成に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○上村委員 具体的な内容に入っていく前に、昨年度の取り組み、新しい取り組みを進めていただいております。その成果について先に押さえておきたいと思っております。

まずは、再委託を認めるようにしたということです。また、市内9地区の地区間、それぞれで緊急時に応援体制をとれるようにしていくという変更を行っていただきました。それぞれの成果認識を伺いたいと思っております。実施例があったのかどうかということも含めてになりますが、その点について伺います。

○時田土木部雪対策課主幹 昨シーズンから、除雪センターの運営を除く業務について、再委託できるよう条件を緩和したところですが、新たに可能となった車道除雪等の再委託状況につきましては、東光地区、中央・新旭川地区、末広・東鷹栖地区の3地区においてそれぞれ2社、永山地区で1社の合計7社となっており、除雪体制の強化につながったものと考えております。また、地区間の応援体制につきましては、昨シーズンは少雪だったこともあり、地区をまたいだ応援作業はありませんでしたが、平成30年度に実施した経過を踏まえると、あらかじめ応援作業について仕様書に明記することで、各除雪センター間の共通認識のもと速やかに対応できるものと考えております。

○上村委員 この前の冬のシーズンは極めて少雪でありましたから、なかなかその取り組み自体を全体像として見られるかどうかということについては、少し不安はあるというか、参考事例になり得るかということはあるわけですが、一定の評価はできるのではないかという答弁というふうに理解をいたしました。

それで、具体的に新しいアクションプログラムに入っていきます。除雪企業数の取り組みですから、ページにして6ページになりますが、これまでの取り組みが43社になって達成したということで、これは外して残らないようです。そのこととあわせて、今の再委託のことも含めてということになるのかもしれませんが、この除雪企業数の確保というのは、言うまでもなく非常に大きな課題になっているところですので、私が申し上げたいのは、42社から令和元年時点で1社ふえて、これで達成だと。そしてこれを目標から外すということだそうですが、そこについてちょっと違和感があります。そこはより固めていかなければならない、より強化していかなければならない取り組みなのではないかと私は思うのですが、これで完了、そして今後はそれを外すという理解でいいのかどうか、確認させてください。

○時田土木部雪対策課主幹 まず最初に、除雪企業数の目標数値でございますが、当初の改定前のアクションプログラムについては42社、これを増加ということで目標数値を設定しておりました。新たなアクションプログラムの目標数値につきましては、43社、達成ということで、新たな目標数値からは外すこととしております。その理由としましては、除雪企業数は、再委託条件を緩和し

たことにより全体企業数の増加が見込まれるほか、除雪企業体の構成員数は企業体を結成する各企業に委ねられるため、適正な企業数の設定が困難なことから、目標数値から除外しておりますが、除雪企業の新規参入を促進するための担い手不足の解消や、安定的な経営基盤の構築につながる除排雪体制のあり方については、引き続き検討を進める必要があると考えております。

○上村委員 これは、理想論的には、例えば、入札参加をしていただける共同企業体の数を少しでもふやすということが、本来は理想的だと私は思っているんですが、もし仮にそれが難しいとしても、再委託をしていただく企業も含めてどのぐらいの企業がかかわっていくのかということについては、少なくとも抽象的に捉えていくのではなくて、しっかりと数値的なものも見ながら、あるいはそういった現状をしっかりと分析できるように示していく必要もあるのではないかなというふうに思います。この点については意見として申し上げます。

続けて、そういったことからしても、私がかねてから、除雪業務の現在の入札状況についての課題を大きく持っていました。その点についても発言をさせていただいてまいりました。要は、入札が機能しているとはいえ、実際のところ毎年、ほぼ同じ企業体1者だけが入札していくことが続いているという状態なわけです。こうしたことを含めて、やはり参加企業をふやしていくという考え方をしっかりと、先ほどの件も含めて持っていただきたいと思ひますし、繰り返しになりますが、現状の同じ企業体が毎年同じ入札を繰り返していくというようなことへの課題認識を共有したいというふうに思うわけです。この点についての検討の必要性、その考えについてお聞かせください。

○時田土木部雪対策課主幹 参加企業をふやしていく考え方と、入札制度の現状についてであります。これまでも入札制度が機能していないとの御指摘をいただいているところですが、国や北海道においても同様な状況にあり、除雪業務に参加する企業が少ないことがその要因であることから、担い手不足が課題となる中、参加企業をふやしていく取り組みが今後もより重要になってくると認識しております。そのため、除排雪業者ネットワーク協議会から強く要望されている、設計積算手法や、昨シーズンのように少雪となった場合においても継続して作業を行うことができる最低補償制度の充実、除雪維持業務への参加意欲を高める一助として改正する総合評価一般競争入札の地域貢献特別簡易型の追加など、新規企業が参入しやすい環境づくりに取り組むほか、GPS導入や苦情相談窓口の負担軽減などによる効率的な除雪体制のあり方や、体制に応じた契約手法についても検討を進めてまいります。

○上村委員 ぜひ、今後のさまざまな大きな課題への取り組みということも期待をしながら、その推移を見てまいりたいと思ひます。

個別の話で恐縮なんですが10ページでは、オペレーターの年齢40歳未満の割合を上げるという指標が出ています。これについて非常に余計なお世話かもしれませんが、本当に大丈夫なのかという懸念を持ったわけですので、考え方を確認だけさせてください。これは、旧計画では21%から25%にするという目標を立てたわけですが、しかし、この10ページに書いてあるとおり、現状の令和元年は17%なわけですから、この目標については大幅に未達成であり、前回の基準値に比べても低くなっているわけですね。にもかかわらず、目標値を26%にするということは、前回よりもさらに1%かさ上げしているわけですから、現状が厳しいのに、わずかですけれどもさらに高い目標と、そういうふうに見えるわけです。この点について、実効性があるというふうにお考えになっているのかどうか、その根拠を伺いたいと思ひます。

○時田土木部雪対策課主幹 オペレーターの年齢割合は、現在、65歳以上のオペレーターが段階的に勇退し、その後継として40歳未満のオペレーターが入職してくることを仮定し、目標数値を設定しております。その実効性を上げるため、運転免許取得費用助成制度のさらなる活用やオペレーター表彰の継続といったこれまでの取り組みのほか、繰り返しにはなりますが、安定的な経営基盤の構築につながる設計積算手法の検討や最低補償制度の充実など、労働環境が向上するよう取り組んでまいりたいと考えております。

○上村委員 具体的な行動計画であるアクションプログラムとして、特に数値目標を設定したものについては、しっかりとその達成に向けて御尽力をいただきたいと思っておりますし、そうした数値管理ということも、今後さらに質を上げていただきたいという思いで、今、確認をさせていただいたところでは、

もう一つ、雪処理施設の受入可能量を目標としている考え方を改めるべきではないかということをお聞きしたいと思います。これはちょっとページで今すぐ出てきませんので、もしあればお示しいただきたいと思いますが、要は、これまでも全体必要数の750万立米を確保していくんだということを目指して定めて取り組んでいただいております。そのことはこれまでも達成していることは重々承知をしているところなのですが、今問題なのは、全体量を確保することではなくて、いかに近場に堆積場を確保することができるかということです。これは、これまでの議会議論でも、距離がふえれば、1キロメートル当たり数千万円単位でとか、その分非常に金額を要していくということが明らかになっているわけですので、今申し上げたような課題設定に見直していくべきではないかということです。多少難しい部分はあると思うのですが、もはやこの750万立米という全体必要量を確保するんだという目先から、いかに近距離に配置していくか、具体的には中心部や近郊でどれだけ確保していけるか、そうしたような課題の対応設定と具体的な基準を設けていくような考え方にシフトしていくべきではないかと思っておりますが、この点について見解を伺います。

○小松土木部雪対策課長 まず資料のほうですが、25ページの1-5、雪処理施設の確保ということで、この部分に御質問のところの文言が書かれております。

雪堆積場は、排雪作業の効率化を図るため、地区の雪は地区内で処理できるようバランスのとれた配置に努めておりますが、一部の地区では、近郊の雪堆積場が不足し、一時的に遠方まで運搬している状況もあります。特に、市街地近郊の雪堆積場は、河川敷の整備や遊休地の新たな土地利用により継続的な使用が難しくなっているため、雪対策基本計画に示す全体必要量の750万立方メートルを確保した上で、現在、雪堆積場として利用しております河川敷の拡張や、利用していない河川敷の可能性を調査しながら、河川管理者や利用者、自然保護団体などとの協議を進めております。今後も効率的かつ効果的な排雪作業を行うために、必要な市街地近郊の雪堆積場の確保とともに、地区ごと必要な堆積場を満足する配置となるよう取り組んでまいります。その際、例えば、地区内で堆積できる割合や効率的に運搬できる距離の設定など、一定の目安について検討してまいります。

○上村委員 ぜひ、そうしたより具体的な、効果的な取り組みにつながるような考え方と指標をどう定められるのかということに尽力を期待したいと思います。

もう一つ、これも非常に細かいんですが、52ページに上がってきております小型除雪機等貸出制度の利用ということで、現在の令和元年1件を22件に上げるという目標設定です。この点につ

いては、かねてからの取り組みの継続なわけですが、言うまでもなく1件から22件ということで大幅な増加を目標値に設定しているわけです。これまでもこの設定は、過去に最も多かった平成27年度の22件ということを基準にされているというような表記がありましたので、これは単純な降雪の多寡による影響で出てくる結果を見るんじゃないかと、どうこの制度を充実させていくのかという視点に立った目標数値であるべきじゃないかというのが私の受けとめです。この点について、実際にそういったお考えも持った上でこの22件という数値を設定されているのか、そうした工夫をどう行っていくのかということを確認させていただきたいと思います。

○小松土木部雪対策課長 小型除雪機貸し出し件数につきましては、過去に最も多かった平成27年度の利用件数を目標値として設定しております。利用件数につきましては、その年の雪の降り方に左右され、大きく増減する可能性があります。制度の利用拡大に向けた周知方法について、これまで行ってきた広報誌「あさひばし」など複数の紙媒体での情報提供や、除雪連絡協議会等での周知、即時性や経済性にすぐれるインターネットの活用など、情報媒体の多重化を積極的に進めるほか、市民ニーズを把握した上でより利用しやすい制度となるよう、申請方法や貸し出し期間、回数の見直し、地区除雪活動への支援として間口除雪への貸し出しなど、新たな活用方法についても検討してまいりたいと考えております。

○上村委員 この持っている資源をどう市民の皆さんと共有していただけるか、効率を上げていただけるか、そこに寄与できるかという視点を持って、ぜひ、今おっしゃっていただいたような取り組みに期待をしながら、この数値との関係を今後も見せていただきたいと思います。

GPSの導入についてです。これは非常に大きな取り組みとして、私も期待を申し上げているところなのですが、これとアクションプログラムの記載の非常に大きな疑問を持ちました。これが今回の一番の違和感です。具体的に申し上げますと、15ページに、このGPSの取り組みについて大きく関連するものが上がっているわけですが、既に我々がお聞きしていますとおり、本年度の冬から市内の3地区で試行が始まる、そして、その後検証を踏まえて全市に拡大するという大きな考え方が議会にも示されているとおりです。しかしながら、資料を拝見すると、令和2年度から6年度までもうずっと、試行の拡張と本格導入という非常に曖昧な、見ようによっては今後どうなるかわからないけど、とりあえずこんな考えでいるというようにも見えるような記載になっているところが、私を感じた違和感です。こうした部分については、既に予定も見えているわけですので、しっかりとそうしたことも明記しながら、今後の推移を追っていただけるようなアクションプログラムにするべきではないかと思います。この点については、その明記を求めたいと思いますが、見解を伺います。

○小松土木部雪対策課長 GPSにつきましては、本年度、中央・新旭川地区、永山地区、神楽・緑が丘・西神楽地区の3地区において、それぞれの地区の特性を踏まえた試行運用を行い、今後の見通しといたしましては、令和3年度は、運用に当たっての課題を検証し、令和4年度以降、全地区への導入を目指しているところであります。委員御指摘のとおり、アクションプログラムにおいては、主な取り組みである除雪作業におけるGPS管理の導入として、GPSシステム試行の拡大、本格導入とGPSデータから得られた情報の発信方法の検討について、工程表に記載しているところです。GPSの導入拡大については、今年度の試行拡大の検証結果を踏まえ見直しする考えでありましたが、現在、プロポーザル方式により受託者を特定する手続を進めており、候補者との協議

を経て、7月上旬に予定している契約締結後に、速やかに導入拡大の見通しの表記や、効果検証についての記載を明記いたします。

○上村委員 ここは、今後の状況の変化を最終確認しながら、引き続き、あるいは一部修正をして最終案にさせていただけるということですね。

除雪の関係についてはあと2問程度になるかと思いますが、もう少しおつき合ってください。

話題を変えて、先ほど報告事項の中で、住宅前道路除雪モデル事業についての報告がありました。これも、大前提としては非常に少雪だったということで、この結果を全体像としてそのまま受けとめていかどうかというところの疑問は持たざるを得ないのですが、とはいえ、実際に行った取り組みとして、こうした先ほど御紹介いただいたような評価、あるいは、対象者全体の9割がおおむね満足しているという結果が出たということについては、評価すべきことだというふうに理解をしたいと思います。一方で、業者の方がやっていたよりも早いしなどという意見が多かったというところに、逆に課題も感じる部分であります。その取り組みの拡充には期待をしたいというふうに思います。しかし、実際にそのアンケートの中で、準備作業や作業の範囲、協力費、いわゆる対価の問題、これを実績払いにしたらどうなんだろうかというような意見も出ているようです。あと、非常に気になったのは、約3割の協力員の方々が必要性がないと見受けられる世帯があったということを感じましたというようなアンケート回答もありましたよね。このあたりも、皆さんもかねてから懸案として位置づけられていたと思いますが、そうしたこともわかったということでもあります。1年目については、一定の評価を得る結果となりましたが、改めて、担当としての受けとめとあわせて、今後、この事業は福祉保険部に引き継がれて進めていくことになっていきますので、そのあたりのしっかりとした引き継ぎ、連携、そうした情報共有が非常に求められる、今、過渡期というか、そういう変更が行われる予定でありますので、このことを踏まえて、このモデル事業をどのように改善して進めていこうとお考えになっているのかを伺います。

○小松土木部雪対策課長 当事業につきましては、地区除雪活動の推進につながる効果的な取り組みであることを認識したところであり、地域からの御意見を含め、取り組みを広くアピールしながら事業拡大を図っていく必要があると考えております。また、調査結果から得られた準備作業を含む協力費の検討や、間口除雪の作業範囲の周知徹底など、幾つかの課題につきましては、可能であるものは今シーズンからでも改善できるよう福祉保険部と課題を共有、連携し、検討を進め、よりよい制度となるよう取り組みを進めてまいります。

○上村委員 ぜひ、今後の効果的な拡充につなげていただきたいと思います。

それで、この報告案件については最後にしたいと思います。旭川市としては、この除排雪にかかわる取り組み、あるいは課題、私は、新しいステージに入ったんだろうというふうに理解をしています。くしくも今回、アクションプログラムも、幾つか私なりに感じた不十分を指摘させていただきましたが、大きく変えていくという予定です。もっとその背景とすれば、蛇足になりますが、今、場合によっては除排雪が30億円を超えるような事態にまで発展するような、そうした金銭的に大きな負担を伴う時代になってきたということ、一方で、お金をかけた分、皆さんに納得していただけていたかということ、決してそうではなくて、むしろ不満が募り、その矛先が除排雪受託企業の方に向いていって、どんどん嫌気を差して現場から離れていくという状況まで生じるようになっていた、だからこそ、事業者の皆さんにどういう環境を整えていくべきかということをお聞き

が考え、今回、同様に報告されますけれども、政策入札の新しい導入だとか、そういったことをいろいろとお考えいただいているんだというふうに思っています。新しいステージに入ったということ踏まえて、私としては、かねてから御提案を申し上げておりましたが、市民の皆さんと協働でこの除排雪作業を進めていかざるを得ない。そうしたことを改めて共に確認しつつ、市民の皆さんの一番わかりやすい例で言えば、除雪マナーですか、そういったことの協力も含めて、今回の住宅前道路除雪の地域による解決ということも皆さんに取り組んでいただいているわけでありますが、そうしたものを今後も進めていく流れになっていくんだと思います。結論としては、オール旭川として、本市のみならず事業者も、そして市民の皆さんもこの除排雪を協力して進めていく、そういったことをお互いに確認していく、そういういわゆる協働の雪対策推進というようなものを条例化している取り組みに本市も学び、そうした条例を制定していく必要があるのではないかと思います。私は、そうしたタイミングを迎えているのではないかと思います、この点について、ぜひ、できれば新シーズンから施行できるような迅速な取り組みも期待したいわけですが、見解を伺います。

○太田土木部長 市民との協働や、よりよい除排雪体制の取り組みを進めていくためには、雪対策基本計画や、今回改定いたしましたアクションプログラムについて、その都度、市民の皆様の御意見をいただきながら適切な進捗管理や定期的な検証、見直しに加え、委員の御指摘にもありましたように、新たなステージに向けて市民、企業、行政が互いの役割を自覚しながら協働で推進していくといった体制づくりも必要となるものと考えてございます。

雪対策に関する条例につきましては、幾つかの都市で施行されておりまして、他都市の事例では、基本理念ですとか市、市民、事業者の役割、あるいは雪出しなどの禁止行為などが規定されているところでもございまして、条例制定に際しましては、新たな条例を制定する意義ですとか必要性について、十分な議論が必要となります。そのためには、改めて除排雪にかかわる現状と課題、あるいはそれぞれに求められる役割といったものを整理した上で、市民、企業、行政が互いの認識を共有しながら、各種施策のあり方も含め、旭川市雪対策基本計画そのものを見直していく必要があるのではないかと考えてもございます。現行の雪対策基本計画につきましては、今回のアクションプログラムの改定を踏まえ、その見直しの必要性についても検討を進めていく考えでございまして、そうした議論の中で、条例制定の意義、必要性についても整理してまいりたいというふうに考えてございます。

○上村委員 その必要性の整理を今後していく考えはあるんだということをお答えいただいたのかなというふうに思います。その点については評価をしたいと思うのですが、やはり、一番大事なものはスピード感だと思っています。確かに、計画上、あるいはアクションプログラム上で、しっかりと位置づけていくという作業も必要なのですが、私はこうした話というのは、今まで全くなかったこと、あるいは皆さんが企図していなかった話では決してなくて、既にこれまでもそれぞれの役割を明確にしながら協力して進めていきたいと思いますという事は、理念としては基本計画に多分に含まれていますし、アクションプログラムの中にも、新たな改定として今回出てきたものとしても、例えば38ページには、市民協働で地域除雪活動を推進していこうというような取り組みもあるんです。こうしたことと直ちにつながるかどうかは別として、決して、新しい視点ではないという意識を持って、ぜひ迅速に、今の件を捉えていただきたいということを最後に申し上げまして、本件に対する質疑は終わりにします。ありがとうございました。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは次に、都市公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査の実施要領の策定について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 都市公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査の実施要領の策定について、御報告いたします。

サウンディング調査につきましては、4月8日の本委員会において、都市公園における民間活力導入の可能性について検討を進めるため実施する旨、御報告をさせていただいたところでございますが、調査の実施に向け、具体的な調査項目やスケジュールなどを定めた実施要領(案)を作成いたしましたので、御報告をさせていただきます。お手元に実施要領(案)をお配りしておりますので、こちらの資料に基づいて御説明いたします。資料の1ページをごらんください。

初めに、2、調査の趣旨でございます。本市の都市公園における課題としましては、公園施設の老朽化や公園の整備費、維持管理費の確保が挙げられる一方で、公園利用者の多様化するニーズに応えるため、さらなる公園の魅力向上を図る必要がございます。全国的な動きといたしましては、Park-PFI制度が新設されたことにより、民間事業者が公園内にカフェなどを設置する事例もございまして、本市におきましてもこうした民間の資金の活用やアイデア導入の可能性について検討するため、民間事業者との対話を通してさまざまな提案をいただくとともに、事業の実現に向けた課題について把握することを目的として、サウンディング調査を実施するものでございます。

次に、3、設置可能な施設の例でございますが、ここでは他都市における実際の実施事例を記載してございますが、これらの施設はあくまでも例示でございまして、都市公園法に規定されている施設であれば、基本的には設置する施設の種類や施設を設置する場所等にも制限を設けているものではありません。民間事業者からは、既存の発想にとらわれない自由な提案をいただくことを想定しております。

次に、2ページの5、対象公園の概要でございますが、今回の調査対象は、常磐公園、神楽岡公園、春光台公園、忠和公園の4公園となっております。これらの公園は、いずれも総合公園として位置づけられており、市民全般が休養や散歩などさまざまな用途で利用するとともに、公園の面積が大きく、施設整備が行いやすいという特徴があるため、今回の対象としたものでございます。

続きまして、少し飛びますが、5ページの6、サウンディングの項目でございますが、ここでは、民間事業者との対話の中で聞き取りする項目を示してございます。事業の概要、整備する施設、事業の持続性確保の考え方などについて提案をいただくとともに、公園の魅力、利便性の向上や地域との連携、冬期間の施設活用、自然環境に対する配慮など、事業化する際に想定されるさまざまな課題について意見をいただき、検討材料とするものでございます。

最後に、7の調査実施について、(1)スケジュールでございます。実施要領を6月29日に公表し、事業者向けの現地見学会を7月21日、説明会を7月22日に開催します。また、サウンディングの参加受け付けを8月20日まで行い、8月24日から9月4日までの期間にサウンディングを実施し、その結果概要を10月ごろに公表する考えでございます。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、一部日程の変更などを検討する場合もございます。

以上のとおり、サウンディング調査を実施してまいります。調査の結果、事業化の可能性や実現性があると判断される場合には、市民の皆様や審議会、あるいは議会等にも十分な説明をしながら、さらなる具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、都市公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査の実施要領の策定についての御報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○高木委員長 委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 本件についても、端的に5問程度確認をさせていただきたいと思えます。

前回、この件が報告されたときにも申し上げましたが、私としては新しい視点での取り組みということで大きな展開を期待したい、そしてぜひ、限られた事業者ではなくて、特に地元を含めて多くの事業者に参加していただきたいという考えのもとに、いわゆる国土交通省が地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引きという中で掲げている、先ほど見学会、説明会の話はありましたけれども、ここで言われているのは、さらには勉強会のようなものを通じてこの制度自体を多くの方に説明して、理解していただく、そういう取り組みもあることが望ましいという記載があるわけですが、こうした展開もぜひ着手していただきたいなということを再度確認したいと思えます。

そのことを含めて、今後の予定について何点か確認をさせていただきます。今、概要については御説明がありました。これは、将来的な魅力向上とあわせて、今後の管理運営費に充当していく財源を新たにつくり出そうということを考えていらっしゃることは言うまでもないことだと思いますが、具体的にどのような取り組みが想定されるのか。その現段階での見通しについて、教えていただきたいと思えます。

○佐瀬土木部公園みどり課主幹 国から新たに示されたPark-PFI制度につきましては、民間事業者がみずからの資金でカフェや売店等の施設を設置し、その施設から生じる収益を活用して、施設周辺の園路や広場なども一体的に整備を行う制度であり、施設設置に伴い、土地使用料を徴収するとともに、公園の整備費の軽減を図りながら、公園の魅力向上と公園利用者の利便の向上を図る整備手法でございます。なお、他都市におきましては、土地使用料のほか、別途、売り上げに応じて収益の一部を地域などに還元させる制度を設けている事例などもございます。

○上村委員 これは、土地使用料をいただくということで、新たな財源という捉え方なんだというふうに思うんですが、例えば、この土地の使用料はどのぐらいになるんでしょうか。参考のイメージとしてあらかじめ共有しておきたいので、そのことについて、どんな想定になるのかという例をお示しいただきたいと思えます。

○田島土木部次長 土地使用料の算定につきましては、都市公園条例の規定によりまして、行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例に基づいて算定されることとなりますが、具体的にその算定基準では、それぞれの土地のその時点での評価額ですとか、設置する施設の面積に応じて変動することとなります。どのくらいなのか例をとということでございますので、例えば、過去に常磐公園に売店が2店ありましたが、当時、売店の面積が約200平方メートルございました。そちらを同規模とした場合を想定しますが、条例上の算定基準額としては、これは最低額になると見込まれますが、土地使用料としては200平方メートルでひと月におよそ1万8千円程度になるということが想定されます。

○**上村委員** 最低額で言えばということだと思いますので、当然、ここからさらに事業者選定の中で、例えば、より高い金額をお示しいただけるという可能性を含めた上での最低の積算価格だということに理解をしたいと思います。非常に安価である印象はあります。ですから、ここをどう有効に使っていただけるのかということ、この土地使用料がよりはね上がっていくというか、そこに付加価値を見出していくということを皆さんは恐らく期待されているんだろうなということに理解をしたいと思います。

こうした新たな財源は、市あるいは管理者にとって、どうやって今後活用していくという形になっていくのか、そのイメージを教えてくださいというふうに思います。

○**田島土木部次長** 民間事業者によりカフェや売店などが設置された場合、土地使用料などの財源確保が見込まれますけれども、このような土地使用料の扱いにつきましては、パークゴルフ場ですとか球技場など有料施設の使用料と合わせまして、従前より、公園の維持管理費に充当されておりました。新たな施設設置によります収入の扱いにつきましても、公園の維持管理を行うための財源として活用することを想定しております。

○**上村委員** 今回、実施要領を拝見させていただきまして、私の率直な印象としては、思っていたよりも、何か個別の施設をつくっていく、あるいはそういう参加者を求めていくような取り組みなんだなということに理解をし直したところです。ただ、今のお話でもありましたが、新しい収入を得て、それを施設の運営に充てていくというのは、極論では、現在の指定管理者制度の範囲内でもやろうと思えばできないことではないんだというふうにも理解をしています。ですから要は、現在の指定管理者がそういう施設を設置して、そこから収入を上げていけばいいだけとも言えるんじゃないかということでもあります。

ここでお聞きをしたいのは、昨年、議会が研修会を行ったときに、こうした公共施設のマネジメントのお話があって、大阪城公園だったと思いますが、これは指定管理料がむしろもうマイナスになっているという、要は、払うんじゃなくていただきながら管理を委託している状況にあるという事例が示されたことを思い出します。これは、そこの対象物件、あるいは対象施設の違うということはありませんけれども、今、そうしたことまで期待できる、あるいは見込まれるような運用事例もあるということを申し上げたくて引用をいたしました。今、私は、指定管理ということにも言及しましたが、こうした新しいPark-PFIでしたか、そうした制度を今回市として活用しようという動きになっているわけです。単純な個別の施設整備だけではなくて、むしろそうした大きな施設全体の管理運営であるとか、そこから収益を上げながら運用していきけるような新しい管理のあり方を模索していく、そうした大きな管理手法の転換にも場合によってはつなげていける可能性のある制度だと私は受けとめています。今後、こうした制度につなげていけるという期待を持てるのかどうか、あるいはそういうお考えまで持っていらっしゃるのかどうか、市としての考えを伺いたいと思います。

○**太田土木部長** 現在、市内には400カ所以上の公園がございますが、いずれの公園もやはり施設の老朽化が進む一方で、公園利用者のニーズが多様化しているといった状況の中で、日常的な公園の維持管理や施設の更新、改修に要する財源の確保ですとか、サービス向上に向けた新たな取り組みが求められているものと認識してございます。

都市公園につきましては、公園内に設置可能な公園施設や維持管理に関する法規制も多く、これ

までは官民連携手法等を用いる選択肢も限られてございましたけれども、P F I 法や指定管理者制度の導入などにより、従前に比べ管理手法の選択肢も広がってきております。今回、新設されましたP a r k - P F I 制度につきましても、全国的な広がりを見せておりまして、本市としても効果的な管理運営手法の一つと捉えながら、今回のサウンディング調査により、民間資金の活用やアイデア導入の可能性、あるいは事業実現に向けた市場性を確認するとともに、さまざまな課題等について整理しようとするものでございます。また一方で、近年では、空港運営の民間委託などコンセッション方式の導入などにより、さまざまな公共施設におきまして、管理手法の大きな転換が進められている状況もございます。そうした状況も踏まえまして、新たな制度導入に関する国の動きなども注視しながら、法規制の範囲の中で可能な公園の管理運営のあり方と効果的な管理手法については、引き続き、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○上村委員 最後の質問です。今、当面のスケジュールについては、この実施要領内で拝見をいたしました。令和2年の10月ぐらいには、サウンディング調査の結果概要を公表していくということ、それから、その過程の中で、現地見学会を7月21日、そして説明会を22日に行うということもお聞きをしたところです。

今後のスケジュールについて最後、確認をさせていただきます。このサウンディング調査を行った上で、例えば、先ほど例示が上がったような施設なんかが、もし仮に整備されるとしても、まだ大分先になるようにも感じるわけですが、今後、そうした動きはどのぐらいにかなう話なのかということでもあります。今後のスケジュールについてお聞きしたいと思います。あわせて、冒頭申し上げました、見学会や説明会という直前の話だけじゃなくて、その前提として、まさに見学会や説明会に多くの事業者、特に地元の事業者が参加をしていただけるような形にするためにも、この制度の周知、あるいは今後の市としての考え方、取り組みを理解していただけるような勉強会の設置も必要になっていくのではないかとということ、その点について確認をさせていただき、私の質疑を終わりにしたいと思います。

○太田土木部長 サウンディング調査後のスケジュールについてでございます。調査結果を踏まえまして、事業化に向けた考え方や手法等について整理しまして、年度内には市として一定の方向性を示していく必要があると考えてございます。調査の結果、事業の実現性が見込めない場合は、従来どおりの手法による整備について、財源確保も含め、再度検討を進めていくといったこととなりますけれども、例えば、事業化の可能性、実現性が高いと判断した場合には、事業化に向けた基本的な方針を定め、市民や関係団体を初め、緑の審議会ですとか議会等に説明をし、その意見や議論等も踏まえながら、P a r k - P F I 導入に向けた事業スキームを構築していくこととなると考えてございます。

事業スキームの構築に際しましては、時間をかけた丁寧な説明ですとか議論が必要であり、そのほかにもパブリックコメントなどの手続も必要と考えてございます。また、多くの事業者が参加できるようなスキームとするためには、学識経験者や民間事業者などを交えた意見交換会や勉強会の開催なども状況によっては必要となりますので、最低でも1年以上の時間が必要と考えてございます。

先ほど委員から御指摘がありました勉強会等につきましても、例えば、今我々が申し上げましたけれども、今回の調査結果で4公園を対象にいろいろ意見を求めています、その中で最も可能性、

市場性の高い公園について、どのような施設を建てるのか、まずその一定方針としてはどの公園にどのような施設をどのような手法でと決めた中で、可能性があればPark-PFI導入してみようかと。具体的にPark-PFIを実施するといった段階で、その事業スキームを構築する中では、しっかりした勉強会も必要であると思えますし、関係する市民の方や団体さんにも、当然、議会にも説明をしながら事業スキームを固めていくというふうにしていきたいと考えてございます。まずは、そうした事業スキームを確定した後に事業者を公募するといったこととなりますが、事業者が決定した後も一定の時間をかけながら、所定の協議や手続を経て契約を締結するといったこととなります。また、施設整備に要する期間についてもその規模等によって異なりますから、現段階では施設の設置時期というのは、なかなかいつごろになるのか、見通しは困難でありますけれども、順調に手続が進んだとしても、早くても令和5年度以降になるのではないかとこのように考えているところでございます。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは次に、建設工事総合評価一般競争入札(試行)の改正について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 建設工事総合評価一般競争入札(試行)の改正についてでございます。

建設工事総合評価一般競争入札の改正につきましては、総務部所管の案件でございますが、土木部にかかわりがございますので御報告をさせていただきます。配付資料の建設工事総合評価一般競争入札(試行)の改正についてをござらんください。

総合評価一般競争入札につきましては、これまで企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地元業者活用、社会的貢献などを評価項目として行ってきたところでございますが、新たに評価項目を加えて、地域貢献特別簡易型及び舗装特別簡易型の2種類を追加しようとするものでございます。

まず1つ目の地域貢献特別簡易型でございますけれども、過去5年分の災害復旧工事の施工実績及び過去5年分の総合除雪維持業務の履行実績を地域貢献度の評価項目として追加いたします。対象となる業種及び工事の規模につきましては、おおむね1千500万円以上の土木工事及び舗装工事とし、今年度は12件の予定でございまして、5月29日に土木Bの10件、6月5日に舗装の2件について公告したところであります。実施の効果といたしましては、災害復旧工事及び総合除雪維持業務への参加意欲を高める一助となり、迅速な災害復旧の実施と除雪業務体制の維持が図られると考えてございます。昨年9月の本市の除雪業務の受託業者43社で構成する旭川除排雪業者ネットワーク協議会の除雪企業を対象とした政策入札の要望ですとか、昨年12月の建設公営企業常任委員会の、年間を通じた安定的な雇用や経営基盤の強化につながる有効な手法の検討についての提言を反映させたものでもあります。

次に、2つ目の舗装特別簡易型ですが、自社雇用の技能者の配置、主要機械の自社保有の状況及びアスファルトプラントの自社保有の状況といった事業者の施行体制状況を評価項目として追加するものであります。対象となる業種及び工事の規模などにつきましては、技術力の必要なおおむね1千500万円以上の難易度の高い舗装工事とし、今年度は5件の予定で、6月5日に4件を公告し、7月に1件の公告を予定しているところでございます。実施の効果といたしましては、技術力

を持った事業者が評価され、舗装工事における品質確保の維持が図られると考えてございます。

以上が、建設工事費総合評価一般競争入札の改正についての御報告でございます。よろしく願います。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは次に、下水道接続調査及び下水道使用料の誤徴収について、理事者から報告をお願いいたします。

上下水道部長。

○菅野上下水道部長 下水道接続調査及び下水道使用料の誤徴収につきまして、御報告いたします。お手元の資料、下水道接続調査及び下水道使用料の誤徴収についてをごらんください。

本件につきましては、本年4月8日の本常任委員会で御報告いたしました下水道使用料の誤徴収があったことを受け、同様の条件である、下水道整備以前に建てられ、下水道接続確認図が未提出のまま使用者からの聞き取りをもとに下水道使用料を賦課している現在使用中の建築物64軒を対象に、4月21日から6月1日の期間で調査を実施いたしました。調査は、下水道接続確認図の有無の再確認のほか、建築物の使用者から許可を得た上で、トイレなどから水を流し、その流出先が公共汚水枡であるかを確認いたしました。調査結果であります、64軒のうち1軒の宅地内排水管が公共汚水枡に接続されていないことを確認いたしました。この1軒につきましては、トイレはくみ取り式で、排水管には生活排水のみが流れており、現地確認調査を行った際、この排水管が雨水施設に接続されていることを確認したものでございます。

誤徴収に至った経過といたしましては、平成11年3月に使用者から転居に伴う水道の新規使用申請の受理をした後、同年5月から下水道使用料が賦課されており、その時点から本年3月までの21年の間、誤徴収が生じていたということでございます。還付金額につきましては、使用期間21年のうち、民法第724条第2号及び旭川市下水道使用料過誤納返還金支払事務取扱要綱第4条の規定に基づきまして、20年分の使用料に利息を加えた40万8千848円となっております。なお、使用者に対しましては、本年4月22日に謝罪の上、同年5月13日に20年分の使用料及び利息相当分を還付することを説明し、了承を得たものでございます。また、使用者の工事費負担によりまして、公共下水道へ排水の接続を行うよう依頼したところでございます。

今後、水道局といたしましては、古い家屋の改造など新たな接続申請等を受け付けた場合には、下水道接続確認図の記載内容及び現地における接続状況の確認を徹底してまいりたいと考えてございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは次に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者から報告をお願いいたします。

病院事務局長。

○浅利市立旭川病院事務局長 これまでの市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、御報告を申し上げたいというふうに思います。お手元に配付いたしました資料、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応についてをごらんいただきながら、御説

明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、感染症病棟の稼働状況でございます。表1をごらんいただきたいと思います。この表1は、感染症病棟の稼働病床数（1日当たり（週平均））ということで記載させていただいておりますが、2月21日から稼働を始めました感染症病棟は、3月中旬までは、この表を見ますとかなり伸びている状況があり、これが第1波の発生と思われまして。その後、3月の下旬に一度落ちついたんですけども、4月に入りましてまた伸びているということで、これがいわゆる第2波と思われる感染の発生が見られたわけでありまして。その後につきましては、ゴールデンウィーク後から、現在、稼働が落ちついている状況でございます。入院患者につきましても、感染の疑いの患者のみとなっているところでございまして、このひと月程度につきましては、陽性患者がいないということで、疑い患者が出たり入ったりしているという状況が続いております。けさ時点では、稼働はゼロということになってございます。

続きまして、発熱外来についてでございます。裏面を見ていただければというふうに思います。発熱外来につきましては、3月3日に、市内に発熱難民をつくらない、さらには院内の発熱者との導線を分けるということを目的に設置したものでございます。表2につきましては、発熱外来の受診患者数（1日当たり（週平均））というものでございます。先ほどの表1でお示ししておりますのと同じような動きが、やはり発熱外来のほうでも出ておりまして、現在は、ゴールデンウィーク後から落ちついている状況でございます。1日当たり2桁にはならないような状況が、ここずっと続いているような状況でございます。

最後になります。4番のその他でございますが、当院といたしましては、感染症指定医療機関として、また公立病院として責務を果たすために、現在も、以前報告したとおり、西6階の病棟を空床にしている状況で、市内におきましてクラスターなりオーバーシュートするような爆発的な発生に備えている状況でもございます。一方で、42床あります一般病棟を稼働させないで空床にしておくということは、当院の経営にも非常に大きな影響があるという状況にもなっております。そのことから、本年2月末に休止をいたしました東7階の病棟、旧地域包括ケア病棟、こちらのほうが今あいている状況でありましたので、本来西6階に入る患者様を東7階のほうに移してという運用の中で、一般の患者さんの受け入れを今まで1病棟分減らしていたのを取り戻すべく、5月末から措置をしたところでございます。また、発熱外来における患者様につきましては、中にはPCR検査を行う患者さんもいるわけでありまして、これまでの運用ですと、救急外来のところに発熱外来を置いているんですけども、そこでPCR検査が必要な患者さんが出た際には、我々事務方の職員が、車両で裏にあります感染症病棟までその患者さんを連れて行きまして、そこで検体を採取し、さらにその採取が終わった後、感染症病棟からまた表の発熱外来まで患者さんを移送してくるというような手間がかかっておりまして、当然、患者さんもぐあいが悪くて発熱外来に来ているわけですから、負担がかかっていたという状況でありましたが、このたび、市内の自動車のディーラーのほうから、キャンピングカー的なものを1台無償で貸与していただけるというお話がありまして、現在は発熱外来の入り口横にその車両を置きまして、そこでPCR検査の検体の採取を行うということで、当然ながら患者さんの負担軽減、プラスして当院のドクターの負担軽減も図るという形の中で運用をしているところでございます。また、今回の無償貸与のお話もありますが、4月以降、非常に医療機関に対する支援の輪というものが広がっておりまして、私どもといたしましても、こ

れまで例えばサージカルマスクでありますとか、あるいは防護服などの寄贈に始まり、法人におきましては、自社製品をぜひ食べていただきたい、飲んでいただきたい等々の申し出を非常に多くいただいているところでございます。また、大型の寄附、現金、あるいは物品の寄贈などもありまして、非常に応援していただいているということは、まさに肌で感じているところでございます。この場を借りてそういった方々にお礼を申し上げたいと思いますが、引き続き、そういった方々の思いを感じながら、医療ニーズに応えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 以上で、本日の議事については終了いたしました。これにて建設公営企業常任委員会を散会いたします。

散会 午後0時04分